

上富田町スポーツ施設LED化事業に係る特記仕様書

LED照明器具・照明自動点灯盤等の機器仕様

1. 賃貸借物品は、別紙図面を参照すること。
2. 賃貸借物品の灯具は国内メーカーのものとする。
3. 交換する賃貸借物品は、取付に加工が必要な場合、建物の安全を十分考慮して設置を行うこと。
4. 既設の器具の取付方法・状態を理解するために、現地調査をすること。
5. 新設照明灯の灯具等一式の仕様について以下の要件を満たすこと。

(1) 個別製品仕様：LED高天井照明器具

市ノ瀬体育館に設置する高天井照明器具は、既設の器具と同等以上の光学性能を有するものとし、以下の条件を満たすこと。

- (ア) 高天井用照明器具は、電源内蔵型とし、落下防止ワイヤー付きとすること。
- (イ) 入力電圧：200～242V±6% (50Hz/60Hz) とすること。
- (ウ) 設計寿命：60,000時間以上 (光束維持率85%)
- (エ) 演色性：Ra70以上
- (オ) 色温度：5000K±500
- (カ) 照明器具には、下面ガード、側面ガードを設置すること。ガード類はボール等の衝撃に耐えるものとし、器具同様に落下防止ワイヤー付とすること。
- (キ) 競技者及び利用者が円滑且つ快適に利用できるよう、まぶしさを抑えるようにする。
- (ク) 体育館での床面平均照度は、JIS Z 9110:2010 によるものとし、アリーナ全体で水面照度平均600lx 以上確保すること。採用メーカーにて照度分布を作成し提出すること。
- (ケ) ボールなどの衝撃を配慮し、前面パネルはポリカーボネート製とすること。
- (コ) (一社) 日本照明工業会「照明器具の耐震設計・施工ガイドライン」耐震クラスS2に適合すること。

(2) 個別製品仕様：LEDテニスコート用照明器具

テニスコートに設置する照明器具はテニスコート専用に光学設計されたものを、自立ポールに設置するものとし、以下の条件を満たすこと。

- (ア) 照明器具は電源内蔵型とし、落下防止ワイヤー付きとすること。
- (イ) 入力電圧：200～242V±6% (50/60HZ) とすること。
- (ウ) 色温度：5000K±500
- (エ) 器具の出力は既設と同等の照度、均整度を確保できるものとする。採用メーカーにて照度分布を作成し提出すること。

- (オ)照明器具は10年の耐用年数を有し、屋外環境での使用に耐えうる構造とすること。
- (カ)設計寿命：40,000時間以上（光束維持率85%）
- (キ)初期光束補正機能を有すること。
- (ク)演色性：Ra70以上
- (ケ)保護等級：IP44以上
- (コ)器具は落雷による故障発生の低減を目的に、電源線と筐体との間に15kVのサージ電圧を印加しても故障が無く、再使用可能であること。
- (サ)照明用ポールとの接合部は、振動に考慮した構造とすること。

(3) 個別製品仕様：LED光害対策投光器

多目的グラウンドに設置する投光器は、既設の投光器と同等以上の光漏れ・光害対策を講じた光学性能を有するものとし、以下の条件を満たすこと。

- (ア)機器仕様は以下の条件を満たすこと。
 - ① 既設の照明柱に設置可能であること。
 - ② 前面パネルはポリカーボネート製とすること。
 - ③ 器具の出力は既設と同等の照度、均整度を確保できるものとする。採用メーカーにて照度分布を作成し提出すること。
 - ④ 照明器具は電源内蔵型とし、落下防止ワイヤー付きとすること
 - ⑤ 入力電圧：200～242V±6%（50/60HZ）とすること。
 - ⑥ 照明器具は10年の耐用年数を有し、屋外環境での使用に耐えうる構造とすること。
 - ⑦ 設計寿命：40,000時間以上（光束維持率85%）
 - ⑧ 初期光束補正機能を有すること。
 - ⑨ 色温度：5000K±500
 - ⑩ 演色性：Ra70以上
 - ⑪ 保護等級：IP65相当（電源接続部を除く）
 - ⑫ 器具は落雷による故障発生の低減を目的に、電源線と筐体との間に15kVのサージ電圧を印加しても故障が無く、再使用可能であること。

(4) 個別製品仕様：LED投光器

市ノ瀬若もの広場に設置する投光器は、既設の投光器と同等以上の光学性能を有するものとし、以下の条件を満たすこと。

- (ア)機器仕様は以下の条件を満たすこと。
 - ① 既設の照明柱に設置可能であること。
 - ② 前面パネルはポリカーボネート製とすること。

- ③ 器具の出力は既設と同等の照度、均整度を確保できるものとする。採用メーカーにて照度分布を作成し提出すること。
- ④ 照明器具は電源内蔵型とし、落下防止ワイヤー付きとすること
- ⑤ 入力電圧：200～242V±6%（50/60HZ）とすること。
- ⑥ 照明器具は10年の耐用年数を有し、屋外環境での使用に耐えうる構造とすること。
- ⑦ 設計寿命：40,000時間以上（光束維持率85%）
- ⑧ 初期光束補正機能を有すること。
- ⑨ 色温度：5000K±500
- ⑩ 演色性：Ra70以上
- ⑪ 保護等級：IP65相当（電源接続部を除く）
- ⑫ 器具は落雷による故障発生を低減を目的に、電源線と筐体との間に15kVのサージ電圧を印加しても故障が無く、再使用可能であること。

LED照明器具等の取替工事仕様

1. 受注者は、取替工事及び検査を含むすべての作業について、指定管理者と協議し休館予定期間内で実施工程とすることとし、作業時間は原則午前9時から18時までとする。
2. 現地確認等
受注者は、賃貸借物品の設置工事を円滑に実施するための設置工事に先立って、次の内容について、現地確認するとともに、発注者と協議し作業工程を決定するものとする。
 - ・LED照明更新後図面による現状の既設器具の設置状況の確認
 - ・実際にかかる工事期間を捻出して正確な工事計画の提出
 - ・取替工事中に発生した事故については、受注者の責任及び費用負担で対応すること。
3. 仮設・養生工に関する留意事項
 - (1) 受注者は、既設フローリングに傷等をつけないように、シート・合板・ゴムマット養生を行うと共に、現場建物等に損傷を与えることの無いように十分に注意すること。なお、万一損傷した場合は、受注者の責任及び費用負担において補修または復旧を行うこと。
 - (2) 器具等の保管場所については、発注者と協議すること。
 - (3) 受注者は、既設の照明器具を撤去し、撤去した器具は関係法令に基づき適切な処分を行うこと。なお、撤去された灯具等の発生材の処理については、全て、施設外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、再生資源の利用の促進に関する法

律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令に従い適切に処理すること。
検査においては、マニフェスト等を確認することとする。

- (4) 新規電源線取り回しが必要な場合、金属配管にて行うものとする。
- (5) 受注者は、照明灯設置後、照度について速やかに校正証の有る照度計によって照度測定を行い、性能を確認するものとする。
- (6) 設置が完了したLED照明設備から使用の試行を行うこととし、賃貸借期間開始日までに障害が発生した場合は、受注者はその復旧をしなければならない。
- (7) 賃貸借期間の開始は、全ての賃貸借物品が設置完了し、検査に合格した時点からとするが、器具の仮使用として、設置した箇所から順次、使用を認めること。

LED照明器具等の維持管理仕様

1. 受注者は、灯具の設置後からリース期間終了までの間、LED照明灯が正常な状態で使用できるよう維持管理すること。
2. リース期間中の不点灯及び照度低下（基準値以下）、原因不明の不具合等は、受注者の責任及び費用負担において、速やかに交換又は補修を行うこと。なお、照明が原因による各部屋の使用が困難と管理者が判断した場合は、受注者は連絡を受けた日から原則2日後までに、各部屋の使用に影響がない場合は原則1週間後までに現地調査を実施することとする。
3. 受注者は、照明機器設置後からリース期間終了までの間、保険（動産総合保険等）に加入し、落雷、暴風雨などにより機器に不具合が発生した場合、速やかに修繕・交換等の処置を行うこととする。
4. 受注者は、照明機器の設置後から賃貸借期間終了までの間の維持管理について、施設担当者へ取扱方法、緊急連絡先、担当者名を記載し、書面で事業者へ届け出ること。なお、保守管理体制に変更が生じた場合は、速やかに事業者へ届出ること。

リース契約について

1. 事業形態
LED照明灯の灯具取替工事及び維持管理を含めた包括的賃貸借契約
2. 賃貸借期間
賃貸借期間は工事期間完了後、10年間のリース契約とする。
3. 賃貸借料支払い条件

毎月末締めとし、請求書受理後 30 日以内に口座振り込みとする。

4. 賃貸借契約に含まれる事項

以下の内容は賃貸借料金に含めるものとする。

- (1) LED照明灯の灯具端末を含む制御対応器具及び設置に必要な付属品一式
- (2) LED照明灯取替工事に係る工事費
- (3) 既存灯等の処分費用
- (4) リース金利及び保険費用（動産総合保険、損害賠償保険等）
- (5) 維持管理費用（定期点検、部品交換、緊急修理、不点灯時の対応等）

賃貸借契約後の設備の取り扱いについて

賃貸借期間終了後の設備一式は、原則として町に無償譲渡するものとする。

その他

1. この入札に係る契約は、地方自治法第 234 条の 3 に規定する長期継続契約であり、契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算を減額し、又は削除した場合、町長は当該契約を変更又は解除することができるものとする。※解除した場合、残契約額の支払いについてはリース会社と協議して盛り込む。
2. この仕様書の定めのない事項については、発注者・受注者双方協議の上、決定する。
3. 公租公課（固定資産税）は賃貸借料金に含めない。